

事務連絡  
令和4年11月8日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和4年度補正予算（第2号）に伴う対応等について

政府は、令和4年11月8日に、令和4年度補正予算（第2号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 富澤

電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の補正予算

政府は、令和4年11月8日に令和4年度補正予算（第2号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、物価高騰・賃上げへの取組7兆8,170億円、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化3兆4,863億円、「新しい資本主義」の加速5兆4,956億円、防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保7兆5,472億円、今後への備え4兆7,400億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆774億円の修正減少額を計上している。

また、歳入面で、税込3兆1,240億円、税外収入6,731億円、前年度剰余金受入2兆2,732億円、公債金2兆2,520億円（建設公債2兆4,760億円及び特例公債2兆3,760億円）を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和4年度補正予算（第1号）による補正後予算に対し、2兆8,222億円増加し、1兆3,922,196億円となっている。

## 第2 補正予算に係る財政措置等

今回の補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講ずる予定である。

### 1 地方交付税

今回の補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される令和4年度分の地方交付税の額1兆9,211億円（令和3年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額1兆67億円及び令和4年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額9,144億円）については、以下のとおり措置することとしている。

(1) 普通交付税の調整額を復活するとともに、地方公共団体が「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）の事業や同経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるよう、令和4年度の地方交付税を4,970億円（普通交付税4,671億円及び特別交付税298億円）増額交付するこ

ととしていること。

この普通交付税の増額交付に対応して、令和4年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費（仮称）」を創設するとともに、調整額を復活することとしていること。

これに伴い、普通交付税の再算定を行うこととしており、その詳細については、別途お知らせする予定であること。

(2) 残余の額1兆4,242億円については、令和5年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとしていること。

以上の措置を講ずるため、「地方交付税法の一部を改正する法律案（仮称）」を国会に提出する予定であること。

## 2 追加の財政需要

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずることとしている。

なお、詳細については、別途お知らせする予定である。

(1) 今回の補正予算により令和4年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

### ① 災害復旧事業債

#### ア 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

#### イ 災害対策債

(ア) なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(イ) 災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置すること。

ウ 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

② 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

(2) 今回の補正予算により令和4年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり財政措置を講ずることとしている。

① ウィズコロナ下での感染症対応の強化として実施する事業に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとしていること。

② 上記①以外の事業に係る地方負担については、上記1(1)の地方交付税の増額交付等の中で対応することとしていること。

3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

今回の補正予算においては、ウィズコロナ下での感染症対応の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,500億円（うち国庫補助事業の地方負担分4,500億円、検査促進枠分3,000億円）増額することとされている。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（1兆5,189億円（医療分））、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（7,322億円）等に係る事業を計上することとされている。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和4年10月7日閣議決定）において、その取扱いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和4年10月7日付け

総務副大臣通知) で通知したとおり、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、その実施に当たっては、国における給与法の改正の措置を待って行うよう留意されたい。

当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（４，２００億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。



2 歳入の補正額		
(歳入の追加額)		
(1) 租税及印紙収入		31,240
(2) その他収入		6,741
(3) 公債金		228,520
① 公債金		24,760
② 特例公債金		203,760
(4) 前年度剰余金受入		22,732
	計	289,233
(歳入の修正減少額)		
その他収入		△ 11
	合 計	289,222

(備考) 上記の補正により、令和4年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,392,196億円となる。

## 第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計など10特別会計について、所要の補正を行う。

令和4年度一般会計補正予算（第2号）フレーム

（単位：億円）

歳 出	歳 入
1. 物価高騰・賃上げへの取組	1. 税収
78,170	31,240
2. 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化	
34,863	
3. 「新しい資本主義」の加速	
54,956	
4. 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境 の変化への対応など、国民の安全・安心の確保	2. 税外収入
75,472	6,731
5. 今後への備え	
47,400	
(1) 新型コロナウイルス感染症及び 原油価格・物価高騰対策予備費	
37,400	
(2) ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	
10,000	
小 計（経済対策関係経費）（注2）	3. 前年度剰余金受入
290,861	22,732
6. その他の経費	
2,229	
7. 国債整理基金特別会計へ繰入	4. 公債金
6,906	228,520
	(1) 建設公債
	24,760
	(2) 特例公債
	203,760
8. 既定経費の減額	
▲ 10,774	
合 計	合 計
289,222	289,222

（注1）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日）の国費のうち、特別会計補正予算を合わせた金額は、296,332億円。